

山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 知事は、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「国総合対策実施要綱」という。）別記1及び別記2に規定する事業の実施に要する経費として交付する新規就農者育成総合対策事業費補助金（以下「総合対策補助金」という。）並びに農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。以下「国農業人材力実施要綱」という。）別記1に規定する事業の実施に要する経費として交付する農業次世代人材投資資金交付事業費補助金（以下「農業次世代補助金」という。）及び新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知。以下「国就農者確保実施要綱」という。）別記1に規定する事業の実施に要する経費として交付する新規就農促進研修支援事業費補助金（以下「新規就農促進補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）、一般社団法人全国農業会議所が定める「経営発展支援事業」実施に関する内規、「就農準備資金・経営開始資金」実施に関する内規、「農業次世代人材投資事業」実施に関する内規、「新規就農促進研修支援事業」実施に関する内規、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。なお、すべての補助金を指す場合は、「補助金」と表記する。

(目的)

第2条 この補助金は、次世代を担う農業者の確保・育成に向けた取り組みを総合的に講じることにより、持続可能な農業を実現することを目的とし、これに要する経費について予算の範囲内で補助する。

(補助金の交付の対象となる経費及びその補助率)

第3条 前条に規定する事業の補助対象経費、交付先及び補助率は別表1に定めるところによる。

(補助金等の交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「事業主体」という。）は、補助金交付申請書（様式第1-1号）を別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。ただし、別表1のⅠの2（1）就農準備資金、Ⅱの1の（1）の準備型及びⅢの1の（1）の準備型（以下「就農準備資金等」という。）については、様式第1-2号を提出するものとする。なお、研修先が県の機関となっている者又は県が認めた研修機関等の研修生以外の者は所管の農務事務所長へ提出するものとする。

2 前項の申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時

に当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事又は農務事務所長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第2号)を交付先に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第6条による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市町村長は、補助事業の内容の変更(別表に定める軽微な変更は除く。)をしようとするときは、補助金変更承認申請書(様式第3号)を提出して知事の承認を受けなければならない。
- (2) 市町村長は、補助事業を中止又は休止しようとするときは、あらかじめ中止(休止)承認申請書(様式第4号)を提出して知事の承認を受けなければならない。
- (3) 就農準備資金等の交付を受けた者(以下「就農準備資金等交付対象者」という。)が交付の中止又は休止をしようとする場合は、中止届(様式第5号)又は休止届(様式第6号)を知事に提出しなければならない。なお、研修先が県の機関となっている者又は県が認めた研修機関等の研修生以外の者は所管の農務事務所長へ提出するものとする。また、休止届を提出した就農準備資金等交付対象者が研修を再開する場合は、研修再開届(様式第7号)を知事に提出しなければならない。なお、研修先が県の機関となっている者又は県が認めた研修機関等の研修生以外の者は所管の農務事務所長へ提出するものとする。
- (4) 事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事又は農務事務所長に報告してその指示を受けなければならない。

(着手)

第7条 事業の着手は、原則として第5条の交付の決定に基づき行うものとする。ただし、市町村長が交付の決定前に着手する場合には、その理由を明記した交付決定前着手届(様式第8号)を知事に提出するものとする。なお、この場合において、市町村長は、交付の決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにした上で行うものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助金の交付は知事が必要と認める場合は、概算払いすることができる。

2 前項の規定により概算払いを受けようとする時は概算払請求書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第9条 市町村長は、補助金の交付の決定に係る年度の各四半期(第4・四半期を除く。)の末日現在において、補助金事業遂行状況報告書(様式第10号)を作成し、当該四半期の最終月の翌月の20日までに知事に提出し、事業の遂行状況を報告するものとする。ただし、概算払請求書(様式第9号)をもってこれに代えることがで

きるものとする。

- 2 知事は、前項に定める時期のほか、事業の円滑な執行を図るために必要があると認めるときは、市町村長に対して当該補助金の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告の提出、提出期限)

第10条 市町村長は、補助金の交付決定のあった年度（以下「当該年度」という。）の翌年度の4月10日までに、実績報告書（様式第11号）を知事に提出するものとする。提出に当たっては、別表1のIの2の（2）の経営開始資金又はIIの1の（2）の経営開始型の交付を受けた者（以下「経営開始資金等交付対象者」という。）が、3月末日において国総合対策実施要綱別記2の第5の2の（4）又は国農業人材力実施要綱附則に基づく改正前の同要綱で定める返還規定に該当しないことを確認するものとする。ただし、当該市町村の経営開始資金等交付対象者全員の交付期間が当該年度の途中で終了したとき、又は事業の中止（休止）の承認を受けたときは、交付期間終了日若しくは中止（休止）の承認を受けた日から起算して1ヶ月を経過した日までに知事に提出するものとするが、別表1の経営発展支援金事業が完了していない場合はこの限りではない。また、就農準備資金等にあつては、第4条に規定する補助金の交付の申請をもってこれに替えるものとする。

- 2 知事は、前項に定める時期のほか、事業の円滑な執行を図るために必要があると認めるときは、市町村長に対して当該補助金の実績報告を求めることができる。
- 3 第4条第2項ただし書きにより交付の申請をした市町村長は、前項の実績報告書を提出するに当たり、第4条第2項ただし書きに該当した市町村長において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになったときは、これを当該補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第4条第2項ただし書きにより交付の申請をした市町村長は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した市町村長については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第12号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、事業の完了又は中止（休止）に係る実績報告を受けたときは、当該報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業主体に通知するものとする。ただし、就農準備資金等にあつては、第5条に規定する補助金の交付決定の通知をもってこれに替えるものとする。

(事後の報告)

第12条 別表1のIの1の経営発展支援事業交付対象者（以下「経営発展支援事業交付対象者」という。）は、予定の期間内に本事業が完了しない場合、本事業の遂行が困難となった場合又は本事業により導入した機械・施設の耐用年数が残存する間に使用が困難となった場合は、その旨を市町村長に速やかに報告するものとする。

(補助金の返還)

第13条 就農準備資金等交付対象者及び経営開始資金等交付対象者が、該当する国の

実施要綱で定める返還の規定に該当することが明らかになった場合には、速やかに返還の手続きを行うものとする。

- 2 前項の場合において、その補助金が就農準備資金等であるときは、知事又は農務事務所長は補助金返還通知書（様式第 13 号）により補助金の交付を受けた者に対して補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 第 1 項の場合において、その補助金が別表 1 の I の 2 の（2）の経営開始資金又は II の 1 の（2）の経営開始型（以下「経営開始資金等」という。）であるときは、市町村長は経営開始資金等交付対象者からの返還を確認後、補助金返還報告書（様式第 14 号）を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は前項の報告書の提出があったときは、補助金返還通知書（様式第 15 号）により、当該市町村長に対して補助金の返還を通知する。

（返還免除の承認）

第 14 条 病気や災害等のやむを得ない事情として、就農準備資金等の場合は知事又は農務事務所長が、経営開始資金等の場合は市町村長がそれぞれ認めた場合は返還を免除することができる。ただし、虚偽の申請等を行った場合は除く。

返還免除に該当する場合は、就農準備資金等交付対象者は返還免除申請書（様式第 16 号）を知事に、経営開始資金等交付対象者は返還免除申請書（国実施要綱別記 1 別紙様式第 15 号）を市町村長にそれぞれ提出し、その承認を受けなければならない。なお、研修先が県の機関となっている者又は県が認めた研修機関等の研修生以外の者は所管の農務事務所長へ提出するものとする。

（財産の管理運営及び処分の制限）

第 15 条 市町村は交付対象者に対し、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、国総合対策実施要綱別記 1 の第 8 の 8 の（1）の規定に基づき処分制限期間を設定し、適正に管理運営するよう指導するものとする。

- 2 市町村は交付対象者が整備した施設等について、前項で定めた処分制限期間中に、国交付要綱第 19 で処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、国総合対策実施要綱別記 1 の第 8 の 8 の（2）の規定に基づき財産処分の申請を行い、知事の承認を受けなければならない。

（書類の保管）

第 16 条 補助金の交付を受けた事業主体は、この事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間保管しておかななければならない。

（その他）

第 17 条 本要綱に定めるもののほか、必要事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 8 月 7 日から施行し、平成 24 年 4 月 6 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成25年5月28日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

この要綱は、平成29年6月30日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、平成29年3月31日以前に国実施要綱に基づき実施している事業については、なお従前の例による。また、改正前の「給付金」は「資金」に、「給付」は「交付」に読み替える。

この要綱は、令和2年5月19日から施行し、令和2年4月1日から適用する。ただし、令和2年3月31日以前に国農業人材力実施要綱に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和3年3月31日以前に国農業人材力実施要綱又は国就農支援実施要綱に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

この要綱は、令和4年5月26日から施行する。ただし、令和4年3月31日以前に新規就農支援緊急対策事業実施要綱（令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知）及び新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

(別表 1)

補助対象経費	交付先	補助率	軽微な変更
<p>I 国総合対策実施要綱に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>1 経営発展支援事業（同要綱別記 1）</p> <p>2 就農準備資金・経営開始資金（同要綱別記 2）</p> <p>（1）就農準備資金</p> <p>（2）経営開始資金</p> <p>3 推進事業（別表 2 で定めるもの）</p>	<p>市町村（国総合対策実施要綱別記 1 第 4）</p> <p>交付対象者（国総合対策実施要綱別記 2 第 5 の 1（1）の要件を満たす者）</p> <p>市町村（国総合対策実施要綱別記 2 第 4 の 2）</p> <p>市町村</p>	<p>3 / 4 以内 （ただし、補助対象事業費の上限額は 1,000 万円（経営開始資金の交付対象者の場合は 500 万円）とする。）夫婦で農業経営を開始した場合は、国総合対策実施要綱別記 1 第 5 の 3 の（2）を適用する。</p> <p>定 額 （ただし、1 人当たり年間 150 万円以内、なお、経営開始資金について夫婦型の要件を満たす場合は夫婦合わせて年間 225 万円以内）</p> <p>定額</p>	<p>1 補助金額の増額を伴わない事業費の 30% 以内の増額</p> <p>2 補助対象経費の各事業の補助金の 30% 以内の減額</p>
<p>II 国農業人材力実施要綱の別記 1 に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>1 資金事業</p> <p>（1）準備型</p>	<p>交付対象者（国農業人材力実施要綱別記 1 第 5 の</p>	<p>定 額 （ただし、1 人当たり年間 150 万円以内、なお、経</p>	<p>1 （2）及び（3）の資金の総額の 30% 以内の減額</p> <p>2 2 推進事業に係る資金の減額</p>

<p>(2) 経営開始型</p> <p>(3) 経営発展支援金事業</p> <p>2 推進事業 (別表2で定めるもの)</p>	<p>要件を満たす者)</p> <p>市町村(国農業人材力実施要綱別記1第4の2)</p> <p>市町村(国農業人材力実施要綱別記1第4の3)</p> <p>市町村</p>	<p>営開始型について夫婦型の要件を満たす場合は夫婦合わせて年間225万円以内)</p> <p>定 額 (国実施要綱別記1第5のとおり)</p> <p>定 額</p>	
<p>Ⅲ 国就農者確保実施要綱の別記1に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>1 資金事業 (1) 準備型</p>	<p>交付対象者(国就農者確保実施要綱別記1第5の1の要件を満たす者)</p>	<p>定 額 (ただし、1人当たり年間150万円以内)</p>	

(別表2)

区 分	内 容	注意事項
謝 金	事業を実施するために直接に必要な事務の補助、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者等に対する謝礼に必要な経費	根拠ある単価を設定のこと。
旅 費	事業を実施するために直接に必要な事業主体等の経費及び専門家等に支払う経費	
事務等経費	事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、雑役務費（手数料、印紙代等）、借上費（会場借料、パソコン等のリース料）、消耗品費、賃金（臨時的に雇用した者及び公益財団法人山梨県農業振興公社（山梨県就農支援センター）職員に対して支払う実働に応じた対価）、会計年度任用職員給与（地方公共団体において会計年度任用職員に任用された職員を本事業に従事させる場合の地方公共団体が定める会計年度任用職員の給与に関する条例等の規定に基づく給与、報酬及び諸手当（本事業への従事割合に応じて助成対象とすることが可能））、共済費（臨時雇用者等の賃金に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金）等	
委託費	本事業に必要な取組を他の者に委託するために必要な経費	

上記の経費であっても、以下の場合にあっては認めないものとする。

- 1 支払いが翌年度となる場合
- 2 補助事業の有無にかかわらず事業主体で具備すべき備品・物品等を購入又はリース・レンタルする場合

また、人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）により行うものとする。

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

市 町 村 長 印

令和〇〇年度山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金交付申請書

令和〇〇年度において、次のとおり事業を実施したいので、山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、補助金交付を申請します。

1 補助金交付申請額 円

2 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

補助対象経費	補助事業に 要する経費 (A+B)	負担区分		経費積算 の根拠
		県補助金 (A)	その他 (B)	
I 新規就農者育成総合対策 実施要綱に基づく事業				
1 経営発展支援事業				
2 (2)経営開始資金				
3 サポート体制構築事業				
4 推進事業				
II 農業人材力強化総合支援 事業実施要綱に基づく事業				
1 (2)経営開始型				
4 推進事業				
合 計				

3 収支予算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
県補助金					
その他					
合 計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
I 新規就農者育成総合対策実施要綱に基づく事業					
II 農業人材力強化総合支援事業実施要綱に基づく事業					
合 計					

4 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

令和 年 月 日

山梨県知事 殿
 ○○農務事務所長 殿

山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金
 就農準備資金（又は準備型）交付申請書兼請求書

住 所
 氏 名 印

山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定に基づき就農準備資金（又は準備型）の交付を申請します。

なお、同要綱第11条の規定により補助金の額が確定された場合は、本書をもって下記の額を交付されたく請求します。

交付期間	年 月 日	～	年 月 日
今回申請する資金の対象期間	年 月 日	～	年 月 日
交付申請額	千円		
常勤の雇用契約の締結	<input type="checkbox"/> 締結している <input type="checkbox"/> 締結していない		
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等（例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等）	<input type="checkbox"/> 給付等を受けている <input type="checkbox"/> 給付等を受けていない		
保証人 住所・氏名			

資金の振込口座※

金融機関店舗名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 信用農業協同組合連合会 農林中金		店・所				出張所					
	金融機関コード											
	預金・貯金の種類	普通預金・当座預金	口座番号									
	郵便局	記号					(当座)番号					
口座名義人	(ふりがな)氏名											

※ 2回目以降の申請については、前回から変更が無い場合は記入（添付）しなくてもよい。

番 号
令和 年 月 日

（交付対象者）氏 名 殿
市 町 村 長 殿

山 梨 県 知 事 印
〇〇農務事務所長 印

令和〇〇年度山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金交付決定通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号をもって申請のあった山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金については、同補助金交付要綱第5条により、次のとおり交付を決定する。

- 1 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、補助金交付申請書の記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の交付決定額	金	円

- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書のとおりとする。
- 4 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - （1） 市町村及び交付対象者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知（以下「国交付要綱」という。））、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。（以下「国総合対策実施要綱」という。））及び一般社団法人全国農業会議所が定める「経営発展支援事業」、「就農準備資金・経営開始資金」、「農業次世代人材投資事業」、「新規就農促進研修支援事業」実施に関する内規に従わなければならない。
 - （2） 市町村長は、補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、補助金変更承認申請書（様式第3号）を提出して知事の承認を受けなければならない。

- (3) 市町村長は、補助事業を中止又は休止しようとするときは、あらかじめ中止(休止)承認申請書(様式第4号)を提出して知事の承認を受けなければならない。
- (4) 就農準備資金等の交付を受けた者(以下「就農準備資金等交付対象者」という。)が交付の中止又は休止をしようとする場合は、中止届(様式第5号)又は休止届(様式第6号)を知事に提出しなければならない。なお、研修先が県の機関となっている者又は県が認めた研修機関等の研修生以外の者は所管の農務事務所長へ提出するものとする。また、休止届を提出した就農準備資金等交付対象者が研修を再開する場合は、研修再開届(様式第7号)を知事に提出しなければならない。なお、研修先が県の機関となっている者又は県が認めた研修機関等の研修生以外の者は所管の農務事務所長へ提出するものとする。
- (5) 市町村は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が明らかでないため消費税相当額を含めて申請した補助金について、次の条件に従わなければならない。
- ① 市町村は、補助事業の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - ② 市町村は、実績報告の提出後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(実績報告において前記①により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を様式第12号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。
- また、市町村は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について同様式により県に報告しなければならない。
- (6) 事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事又は農務事務所長に報告してその指示を受けなければならない。
- (7) この事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出について証拠書類又は証拠物を、事業終了の年の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- (8) 市町村及び交付対象者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、国総合対策実施要綱別記1の第8の8の(1)の規定に基づき適正に管理運営するものとし、市町村は交付対象者が整備した施設等について、処分制限期間中に国交付要綱第19で処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、国総合対策実施要綱別記1の第8の8の(2)の規定に基づき財産処分の申請を行い、県又は市町村の承認を受けなければならない。

(9) 前記の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(10) 市町村は、本事業に関して交付対象者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を県を経由し国へ返還しなければならない。

5 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金を他の用途へ使用したとき。

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき。

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じ、当該補助金の額につき年利 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

※ 国総合対策実施要綱別記2の第5の1の(4)又は、農業人材力強化総合支援事業実施要綱別記1の第5の1の(4)若しくは2の(4)の規定に該当することが明らかになった場合には、交付決定額の一部又は全部が返還となる。

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

市 町 村 長 印

令和〇〇年度山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金変更承認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあった山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金について、同補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

補助対象経費	補助事業に要する経費 (又は補助事業に要した経費) (A+B)	負担区分		経費積算の根拠
		県補助金 (A)	その他 (B)	
I 新規就農者育成総合対策実施要綱に基づく事業				
1 経営発展支援事業				
2 (2)経営開始資金				
3 サポート体制構築事業				
4 推進事業				
II 農業人材力強化総合支援事業実施要綱に基づく事業				
1 (2)経営開始型				
4 推進事業				
合 計				

4 収支予算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
県補助金					
その他					
合 計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
I 新規就農者育成総合対策実施要綱に基づく事業					
II 農業人材力強化総合支援事業実施要綱に基づく事業					
合 計					

5 添付書類

- ・ 新規就農者育成総合対策実施要綱別記2の第8の2、農業人材力強化総合支援事業実施要綱別記1の第5の規定により事業実施計画の変更承認申請を行った場合は、当該申請に添付した事業実施計画書

(注) 3、4の項目については、補助金の交付決定により通知された経費の配分と変更後の経費の配分とを容易に比較対照できるように、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

市 町 村 長 印

令和〇〇年度山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金中止（休止）承認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあった山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金について、次のとおり中止（休止）したいので、同補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

1 中止（休止）の理由

（できるだけ具体的に記入すること）

2 中止の期間（休止の時期）

様式第5号（第6条関係）国総合対策実施要綱別記1別紙様式第6号と同じ

令和 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿
〇〇農務事務所長 殿

中 止 届

氏 名 印

就農準備資金（又は、農業次世代人材投資資金準備型）の受給を中止しますので、山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき中止届を提出します。

中止日	年 月 日
中止理由	

令和 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿
〇〇農務事務所長 殿

休 止 届

氏 名 印

就農準備資金（又は農業次世代人材投資資金準備型）の受給を休止しますので、山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき休止届を提出します。

休止予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
休止理由及び再開の見込み	
再開に向けたスケジュール	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

添付資料

- ・母子手帳の写し（妊娠・出産により休止する場合）
- ・被災証明等被災が確認できる書類（災害により休止する場合）

様式第7号（第6条関係）国総合対策実施要綱別記1別紙様式第8号と同じ

令和 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿
〇〇農務事務所長 殿

研 修 再 開 届

氏 名 印

就農準備資金（又は農業次世代人材投資資金準備型）の受給を再開しますので、山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき研修再開届を提出します。

休止期間	年 月 日 ～ 年 月 日
研修再開日	年 月 日
研修機関等	
交付残期間	年 月 日 ～ 年 月 日

番 号
令和 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

市 町 村 長 印

令和〇〇年度山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金に係る
交付決定前着手届

令和〇〇年度山梨県新規就農者育成総合対策事業に係る別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので、次のとおり交付決定前着手届を提出します。

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、市町村が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

(単位：円)

事業内容	補助事業に 要する経費		着手予定 年月日	完了予定 年月日	理 由
		うち補助金			

添付資料（該当する全ての計画を添付）

- ・ 市町村経営発展支援事業計画（写し）
（新規就農者育成総合対策実施要綱別記 1 別紙様式第 10 号）
- ・ 市町村事業計画（写し）
（新規就農者育成総合対策実施要綱別記 2 別紙様式第 25 号）
- ・ 市町村農業次世代人材投資事業計画（写し）
（農業人材力強化総合支援事業実施要綱別記 1 別紙様式第 25 号）

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

市 町 村 長 印

令和〇〇年度山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金概算払請求書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあった山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金について、同補助金交付要綱第8条の規定により次のとおり概算払いを請求します。

1 概算払請求額 円

2 内 訳

補助金 交付決定額①	既概算 交付額②	差引額 ①-②=③	今回 概算請求額	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払いの方法

口座振替

金融機関名

本店・支店（支店名）

預金種別 当 座 ・ 普 通

口座名義

口座番号 No.

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

市 町 村 長 印

令和〇〇年度山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金事業遂行状況報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号により補助金の交付決定の通知があった山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金について、同補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり事業遂行状況を報告します。

1 事業遂行状況（ 月末現在）

区 分	計画事業費 A	出来高事業費 B	進 捗 度 B/A	残高事業費	摘 要
	円	円	%	円	

2 事業開始年月日 年 月 日

3 事業完了（予定）年月日 年 月 日

（注）「区分」の欄には、補助金交付申請書の 2 の「経費の配分」の区分欄に記載された事項について記載すること。

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

市 町 村 長 印

令和〇〇年度山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金実績報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号により補助金の交付決定の通知があった事業について、別添のとおり実施したので、山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により、その実績を報告します。

1 補助金の額 円

2 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

補助対象経費	補助事業に要した経費 (A+B)	負担区分		経費積算の根拠
		県補助金 (A)	その他 (B)	
I 新規就農者育成総合対策実施要綱に基づく事業				
1 経営発展支援事業				
2 (2)経営開始資金				
3 サポート体制構築事業				
4 推進事業				
II 農業人材力強化総合支援事業実施要綱に基づく事業				
1 (2)経営開始型				
4 推進事業				
合 計				

3 収支予算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度 決算額	前年度 決算額	比較増減		備考
			増	減	
県補助金					
その他					
合 計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度 決算額	前年度 決算額	比較増減		備考
			増	減	
I 新規就農者育成総合対策実施要綱に基づく事業					
II 農業人材力強化総合支援事業実施要綱に基づく事業					
合 計					

4 事業完了年月日 令和 年 月 日

5 添付書類

- ・ 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費毎の内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。
- ・ また、このほか交付申請書又は変更承認申請書に添付したものに変更があったものについては、必要書類を添付すること。

番 号
令和 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

市 町 村 長 印

令和〇〇年度山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金の
仕入れに係る消費税等相当額報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあった山梨県新規就農者育成総合
対策事業費補助金について、同補助金交付要綱第 10 条第 4 項の規定により報告します。

1 補助金の額の確定額

金 円

（令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）

2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額

金 円

4 補助金返還相当額（3－2）

金 円

※ 記載内容確認のため、以下の資料を添付

- ・ 消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等があるもの）
- ・ 申告書付表「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・ 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出）

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

※ 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

※ 記載内容確認のため、以下の資料を添付

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）
確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事
業開始日における資本金又は出資金の金額が確認できる書類など、免税事業者であることを確
認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書
（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）

番 号
令和 年 月 日

（交付対象者）氏 名

山 梨 県 知 事 印
〇〇農務事務所長 印

令和〇〇年度山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金返還通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号をもって交付決定をした山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金については、同補助金交付要綱第 13 条第 2 項により、次のとおり返還を命ずる。

1 返還理由

※ 新規就農者育成総合対策実施要綱別記 2 の第 5 の 1 の（4）、農業人材力強化総合支援事業実施要綱別記 2 第 5 における返還の理由を記入する。

2 返還額は次のとおりとする

既交付額	金	円（〇〇年度分）
返還額	金	円

番 号
令和 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

市 町 村 長 印

令和〇〇年度山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金返還報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号をもって交付決定となった山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金について、下記の者より返還がありました。つきましては、同補助金交付要綱第 13 条第 3 項により、次のとおり報告します。

1 返還者 住所・氏名

2 返還理由

※ 新規就農者育成総合対策実施要綱別記 2 の第 5 の 2（4）における返還の理由を記入する。

3 返還額

既交付額	金	円（〇〇年度分）
返還額	金	円

様式第 15 号（第 13 条第 4 項関係）

番 号
令和 年 月 日

市 町 村 長 殿

山 梨 県 知 事 印

令和〇〇年度山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金返還通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号をもって報告のあった山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金については、同補助金交付要綱第 13 条第 4 項により、次のとおり返還してください。

1 返還内容
（補助金返還報告書（様式第 14 号）による）

2 返還額は次のとおりとする

既交付額	金	円（〇〇年度分）
返還額	金	円

返還免除申請書

令和 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿
〇〇農務事務所長 殿

氏 名 印

新規就農者育成総合対策実施要綱別記 2 第 6 の 1 の（8）（又は第 6 の 2 の（7））の規定に基づき返還免除申請書を提出します。

返還免除を 申請する 理由	
---------------------	--